

市区町村における低未利用土地等確認書の交付のための提出書類について

| 提出目的 | 提出書類等 | 注意事項等 |
|-----------------|--|--|
| 低未利用土地等であることの確認 | 1 低未利用土地等確認申請書（別記様式①-1） | 確認書の部分は記入しないこと |
| | 2 売買契約書の写し | ・申請者が契約者であること ・契約日、引渡日が確認できること |
| | 3 以下のいずれかの書類（※1） | |
| | ① 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告 | 宅地建物取引業者による広告であること |
| | ② 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（閉栓日が記載されている領収書など）（※2） | 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1カ月以上前であること |
| | ③ 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認した書類（別記様式①-2） | ①②を確認する書類が提出できない場合に提出 |
| 譲渡後の利用についての確認 | 以下のいずれかの書類（※3） Ⅰ 譲渡後の利用について証した書類（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）（別記様式②-1） Ⅱ 譲渡後の利用について証した書類（宅地建物取引業者を介さず相対取引について譲渡した場合）（別記様式②-2） | 別記様式②-1、別記様式②-2とも買主による署名が必要 |
| その他の要件の確認等 | 申請のあった土地等に係る登記事項証明書 | ・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えること ・申請する土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の場合、低未利用土地等確認書の交付を受けた実績がないこと |
| | 付近見取図（位置図） | ・所在地がわかるようにすること ・都市計画区域外は対象外 |

（※1）申請のあった土地等が農地の場合は、農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、可

（※2）領収書以外では、支払証明書、料金請求書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（いずれも最終の料金引き落とし日が分かるもの）であっても可

（※3）別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り、別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した書類）であっても可

【問合せ先・申請窓口】

大河原町役場 企画財政課 政策企画係（役場2階 ①番窓口）

TEL 0224-53-2112 / FAX 0225-53-3818